

亀山市職員の特殊勤務手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月22日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第21号

亀山市職員の特殊勤務手当に関する規則等の一部を改正する規則

(亀山市職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

第1条 亀山市職員の特殊勤務手当に関する規則(平成17年亀山市規則第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を削る。

改正後	改正前
附 則 この規則は、平成17年1月11日から施行する。 [項を削る。]	附 則 <u>(施行期日)</u> 1 この規則は、平成17年1月11日から施行する。 <u>(新型コロナウイルス感染症にり患している者等に対して行う業務等に従事したときに支給する防疫手当の特例)</u> 2 <u>亀山市職員給与条例附則第11項の市長が定める期間に、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下この項において同じ。)にり患している者又はその疑いのある者に対して行う業務</u>

その他市長がこれに準ずると認める業務に従事したときに支給する防疫手当の額は、第2条第1項の規定にかかわらず、次に定めるとおりとする。

勤務内容	区分	手当額
新型コロナウイルス感染症に罹患している者又はその疑いがある者の医療機関又は宿泊施設等への移送その他市長がこれに準ずると認める業務に従事したとき。	日額	3,000円。 ただし、新型コロナウイルス感染症に罹患している者を医療機関又は宿泊施設等へ移送したとき（新型コロナウイルス感染症に罹患している疑いがある者を移送した場合で、移送した日の翌日までに当該疑いがある者が医療機関等による検査を受検し、新型コロナウイルス感染症に罹患していると診断されたときを含む。）その他市長がこれに準ずると認める業

			務に従事したときは、4,000円とする。
--	--	--	----------------------

備考 表中の [] の記載は注記である。

(亀山市職員の定年等に関する規則の一部改正)

第2条 亀山市職員の定年等に関する規則（令和5年亀山市規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>第5条 条例附則第4項の規定により職員に提供する情報は、次に掲げる情報（第1号、第3号及び第4号に掲げる情報にあつては、当該職員が年齢60年に達した日以後に適用される措置に関する情報に限る。）とする。</p> <p>[(1) 及び (2) 略]</p> <p>(3) 亀山市職員給与条例（平成17年亀山市条例第43号）<u>附則第11項から第19項までの規定</u>による年齢60年に達した日後における最初の4月1日以後の当該職員の給料月額を引き下げる給与に関する特例措置に関する情報</p> <p>[(4) 及び (5) 略]</p>	<p>附 則</p> <p>第5条 条例附則第4項の規定により職員に提供する情報は、次に掲げる情報（第1号、第3号及び第4号に掲げる情報にあつては、当該職員が年齢60年に達した日以後に適用される措置に関する情報に限る。）とする。</p> <p>[(1) 及び (2) 略]</p> <p>(3) 亀山市職員給与条例（平成17年亀山市条例第43号）<u>附則第12項から第20項までの規定</u>による年齢60年に達した日後における最初の4月1日以後の当該職員の給料月額を引き下げる給与に関する特例措置に関する情報</p> <p>[(4) 及び (5) 略]</p>
備考 表中の [] の記載は注記である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。